

新庁舎整備事業の進捗について

問合せ 新庁舎整備室 (☎ 0739-34-3336)



▼建設中の店舗・駐車場棟

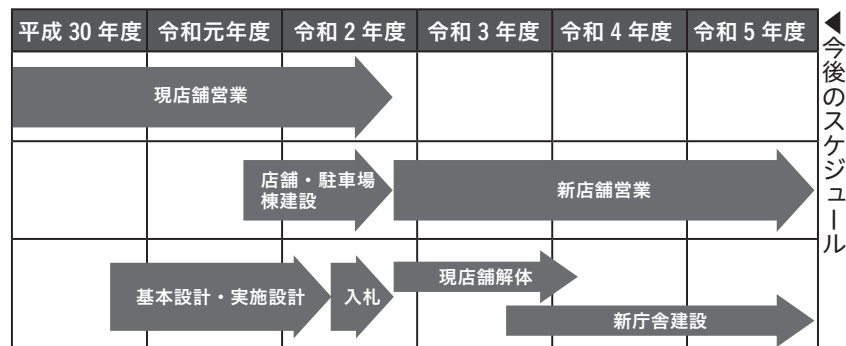


店舗・駐車場棟の整備状況について
 新庁舎の公用車等の駐車場と地域の皆さんの日常の買い物の利便性を確保するため、オークワ社が施主となつて店舗・駐車場棟（4階建）の整備を進めています。1月から着工しており、令和2年度末の完成予定です。市は、完成後に3階から屋上階までの145台（公用車等119台、来庁者用26台）の駐車場部分を購入します。

なお、店舗・駐車場棟の2階と新庁舎の4階を歩道橋で接続する計画で、歩道橋は庁舎の建設と併せて整備します。

新庁舎の整備スケジュール

現在、新庁舎の実施設計に取り組んでおり、本年9月の完了を目指しています。店舗・駐車場棟が完成後、約1年かけて現店舗の解体を行い、その後、約2年間で新庁舎を建設する計画です。



縦覧帳簿等の閲覧ができます

問合せ 税務課 資産税係 (☎ 0739-26-9921)



「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧
 4月1日(水)～30日(木)
 場上記又は各行政局住民福祉課(23ページ参照)
縦覧制度とは
 納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較し、自らが所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかについてご確認いただくための制度で、不明な点があれば説明を求めることができます。ただし、自らが所有する以外の土地や家屋の評価内容は、個人情報保護の観点から詳細にご説明することはできません。

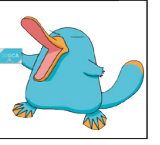
縦覧できる方
 ◇市内に所在する土地及び家屋の固定資産税の納税者
 ◇納税者と同一世帯の親族
 ◇納税管理人として届出されている方
 ◇納税者の代理として委任状等を提示した方
 ◇法の規定により管財人や管理人等に選任された方
令和2年度 固定資産課税台帳等の閲覧及び証明
 4月1日(水)～

場上記又は各行政局住民福祉課、各連絡所(証明書の交付のみ)
閲覧等のできる方
 ◇所有者(納税者)
 ◇納税管理人として届出されている方
 ◇所有者(納税者)の代理として委任状等を提示した方
 ◇借地人及び借家人
 ◇令和2年1月2日以後に新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人に選任された方
 ※閲覧等は、現年度分及び過年度4か年度分に限ります。また、閲覧等に関しては縦覧制度とは異なるため、同一世帯の親族の方であっても、所有者(納税者)からの委任状が必要となります。

【共通事項】
 窓口に来られる方は、マイナンバーカードや運転免許証等、本人確認ができるものをお持ちください。
 ※固定資産の所有者(納税者)以外の方は、他にも必要書類等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

ICOCA 対応地域が拡大します

問合せ 下記参照



市では、紀勢本線活性化促進協議会の会員として鉄道の利用促進に取り組んでおります。

3月14日(土)からJR和歌山線(全線)ときのくに線(和歌山駅～紀伊田辺駅間全線)で、ICOCAがご利用いただけるようになります。

ICOCAとは
 カードにチャージ(入金)することで、切符の代わりにご利用いただけるICカードです。さらにICOCA加盟店でのお買い物の際には、電子マネーとしてもご利用いただけます。

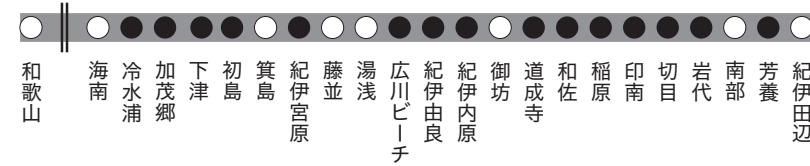
ICOCAは紀伊田辺駅で購入できます。

使い方
 鉄道に乗るときは降りるときに駅のIC専用自動改札機にかざしてご利用ください。

チャージ方法
 ICOCA対応駅の自動券売機又はコンビニエンスストアでチャージができます。

交通施策の企画に関すること
 企画広報課 企画調整係
 ☎ 0739(26)9963

▼3月14日以降 きのくに線のICOCA対応駅



●新たにICOCAが利用できる駅
 ○既にICOCAが利用できる駅

▼ICOCA



◇ICOCAの利用方法等
 JR西日本お客様センター
 ☎ 0570(00)2486
 ※年中無休 6時～23時

少年少女発明クラブ 令和2年度クラブ員及び指導補助員を募集します

問合せ 下記参照



少年少女発明クラブは、子供に科学や物作りの楽しさを知ってもらうため、毎年度市内の小学4年生～6年生を対象にクラブ員を募集し、年間10回の講座(1回当たり2時間程度)を実施しています。

【クラブ員の募集】
 ①主に②の午前中に開催しています。
 ※一部異なる場合があります。
 ②市内の公民館、学校等の施設、近隣市町村の教育施設などを予定しています。
 ③5月から月1回(9月は除く)の講座を開催します。工作や実験、野外での自然観察など、様々な体験ができます。
 ④市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童
 ⑤30名(応募多数の場合は抽選により決定。これまでに受講されたことのない方、特に新6年生を優先)
 ⑥年間5千円(材料費、保険料等)
 ⑦3月23日(日)までに下記URL又はQRコードの申し込みフォームからお申し込みください。

https://www.city.tanabe.lg.jp/kakuka/sendshougai-hatsumeidub.html
【指導補助員の募集】
 ①各講座の進行は指導員が行い、指導補助員は子供の学習の補助を行います。
 ②観察・実験・工作等に関心のある成人
 ③2名程度(応募多数の場合、面接等による選考をすることがあります。)
■報酬 報酬はありません。ただし、指導補助員として講座に出務いただいたときは、規定の交通費をお支払いします。
 ④3月23日(日)までに左記へ電話又は直接お申し込みください。
 ⑤生涯学習課 生涯学習推進係(市民総合センター3階)
 ☎ 0739(26)4908



▲QRコード



保険課からのお知らせ

問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続はお済みですか？

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、修学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくこととなります。

■保険証について

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

①新規に保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため、保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が

確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合に、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入

届の際に、保険証をお持ちください。国民健康保険課 庶務係 ☎0739(26)9924

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収(仮徴収)が始まります

4月から令和2年度の保険税(料)を年金から天引きする特別徴収(仮徴収)が始まります。

■特別徴収とは

保険税(料)を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

◆仮徴収

年間保険税(料)額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は前年度の保険税

(料)を基に計算した暫定の保険税(料)額を年金から天引きします。

◆本徴収

7月に年間保険税(料)額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収(仮徴収)

◆2月に特別徴収された方

仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、令和2年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◆転入、年齢到達及び年金支給開始等により新たに特別徴収の要件に該当された方

仮徴収額は、前年度の年間保険税(料)額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

◆令和2年度特別徴収(仮徴収)開始通知書の送付

4月から新たに特別徴収(仮徴収)の対象となる方に通知します。

なお、2月に特別徴収され継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収(仮徴収)

対象となる方には、「特別徴収(仮徴収)開始通知書」をお送りします。

◆2月に特別徴収された方

令和2年4月は、令和2年2月と同額を年金から天引きします。令和2年6・8月は、暫定の年間保険料額(※)から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

◆令和2年4月から新たに特別徴収となる方

令和2年4月は、前年度に該当した保険料段階の年間保険料額を6回に振り分けた額を年金から天引きします。令和2年6・8月は、暫定の年間保険料額(※)から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

※令和2年度仮徴収時の暫定の年間保険料額は、各被保険者が前年度に該当した保険料段階の年間保険料額のことです。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法が年金か



ら天引きする特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替による納付に変更することができます。変更の方法については、下表をご覧ください。

特別徴収の対象となる方の条件等、詳しくは、左記までお問い合わせください。なお、特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方は、納付方法の変更手続は不要です。また、国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替でご納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

◆注意
介護保険料については、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

国民健康保険課 庶務係
☎0739(26)9965

特別徴収の対象者で、口座振替による納付を希望される方

◇次の要領で「納付方法変更申出書」を提出し、いずれかの方法で口座振替の申込みを行ってください。

提出書類	提出先
納付方法変更申出書	保険課 保険税係 (本庁舎2階) 又は各行政局 住民福祉課 (23ページ参照) ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。
口座振替の申込み方法	手続先等
金融機関で 口座振替依頼書を提出	口座振替を依頼する(お手持ちの口座がある)金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税(付)義務者1名につき1枚ずつ提出してください。
保険課又は各行政局の 窓口でキャッシュカードによる申込み	保険課 収納係 (本庁舎2階) 又は各行政局 住民福祉課 (23ページ参照) ・申込みの際には、金融機関(紀陽銀行、きのくに信用金庫、三菱UFJ銀行、第三銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行)のキャッシュカードをお持ちください。 ※紀南農協、紀州農協、みくまの農協は令和2年4月1日から利用可能となる予定です。 ※ただし、ICチップのみのカード、生体認証カード、代理人カード等はお取り扱いできません。 ※照合のため、暗証番号を入力していただきます。

◇提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

提出時期	年金からの天引き中止月	口座振替の開始月※
3月末まで	6月(4月分まで天引き)	7月(第1期)から
5月末まで	8月(6月分まで天引き)	7月(第1期)から

※年間の保険税(料)額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。

2020 令和最初の観燈祭を開催します

かんとうさい

問合せ 下記参照



■テーマ
龍神村内で撮影された「2020令和最初の観燈祭」

■入賞・賞品
◇最優秀賞：1名・4万円分の宿泊券
◇優秀賞：2名・2万円分の宿泊券
◇ほっと賞：3名・龍神温泉元湯無料入浴券11回分

※宿泊券利用先は（公社）龍神観光協会加盟施設に限ります。

■3月23日①「必着」までに応募用紙に撮影場所、撮影日時、郵便番号・住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、作品のタイトルを記載し、下記まで郵送又は直接提出してください。

観燈祭
冬の龍神村を盛り上げるため、龍神村内の宿泊施設や飲食店の玄関先などに「ろうそく」の燈籠を並べて風情を醸し出します。

■3月6日①～15日①
■18時～21時頃

観燈祭フォトコンテスト

観燈祭



■観燈祭特別イベント
①感謝と希望の灯
■3月7日①（雨天の場合は、3月14日①に延期）
■18時～21時
■龍神温泉 温泉寺他
■平成への感謝と令和への希望を込め、燈籠約300個を並べます。

②観燈祭アンケート
■3月6日①～15日①
■燈籠設置施設
■アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で景品をプレゼントします。

■（公社）龍神観光協会
〒645-0415
龍神村西376
☎0739（78）2222



南方熊楠顕彰館の各種イベントを開催します

問合せ 南方熊楠顕彰館 ☎0739-26-9909



第27回特別企画展「熊楠の庭」

■3月20日①～5月6日①
■10時～16時30分（最終入館）

■南方熊楠顕彰館
熊楠が亡くなるまでの25年間を過ごした、現在公開中の南方熊楠邸。今でもこの庭では、熊楠の生涯のドラマを彩った植物たちが現存しています。今回は、熊楠にとって研究の拠点でもあった熊楠邸の庭について、資料とともにご紹介します。



南方熊楠邸

■3月21日①
■14時～16時

■南方熊楠顕彰館 学習室
◇司会・説明 大石 高典
さん（東京外国語大学講師）
◇講師 志村 真幸さん（慶応義塾大学非常勤講師）、藪田 慎司さん（帝京科学大学教授）、大道 良太さん（狩猟指導員・京都府狩猟講師・試験委員）

■特別企画展と連動した講演会「犬からみた人類史・紀州編―熊楠日記から読み解く犬の近現代史」を行います。南方熊楠の生きた時代は、日本列島における人と犬の関係もまた大きく変化した時代でした。今回は熊楠の日記に遺された犬についての記述を一つの手掛かりに、文化人類学・民俗学、動物行動学、狩猟研究の視点から、紀伊半島における犬と人の近現代を読み解いていきます。また、講演会にちなんだ犬の写真展示等も併せて行います。

熊楠をもっと知ろう！シリーズ第47回 講演会

動鳴気峡桜まつり・夜桜ライトアップを開催します

問合せ 動鳴気峡桜まつり実行委員会（観光振興課内）☎0739-26-9929



■「動鳴気峡桜まつり」
■3月29日①
■10時～16時

■イベント
地元団体による出店、福引抽選会、おもちや販売、餅まき

■ステージイベント
フラダンス、バンド、アコギ、ディオン演奏、カラオケ、子どもじゃんけん大会等

■夜桜ライトアップ
■3月21日①～4月5日①
■18時～22時

※開花状況により変更の可能性があります。

